

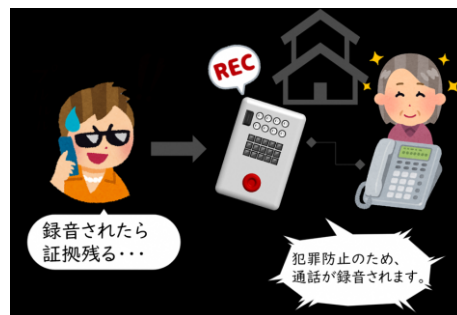
大阪市特殊詐欺対策機器貸与事業

大阪市では高齢者※の方々が特殊詐欺被害に遭うことがないよう、自宅の固定電話機に設置する特殊詐欺対策機器（自動通話録音機）の無料貸与を行っています。

※65歳以上の大阪市内在住の方に限ります。

自動通話録音機とは？

自宅の固定電話機に接続することで着信時に「録音する旨の警告アナウンス」が相手方へ発せられます。特殊詐欺被害防止や迷惑電話の抑止に効果的です。



【対象者】大阪市内に居住する65歳以上を含む世帯

【貸与開始】令和4年12月12日（月）から順次受付

【貸与機器】自動通話録音機（1世帯に1台まで）

★申請受付時、身分確認を行いますので、公的身分証明書をご持参ください。（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートなど）

本市の「緊急通報システム（固定型）」を使用されている方へ

自動通話録音機と併用すると、それぞれの機器が正常に稼働しない可能性がありますので、「緊急通報システム（固定型）」を継続してご利用される場合は、自動通話録音機の貸与はできません。

なお、現在ご利用されている緊急通報システムを「固定型」から「携帯型」に機種変更することで、自動通話録音機のご利用が可能となります。詳しくは、区役所保健福祉業務担当へお問い合わせください。

注意事項

- 維持管理に要する費用（電気代）は被貸与者の負担です。
- 被貸与者の居住する世帯の固定電話機以外での使用、譲渡、売却、担保に供するなどは禁止です。
- 機器を必要としなくなった場合や、貸与の対象でなくなった場合には、機器を大阪市に返却してください。

大阪市民政局区政支援室地域安全担当 TEL 06-6208-7317
問合せ先 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

都島区役所 まちづくり推進課（2階②番窓口） TEL 06-6882-9975